

1. はじめに

補助金等は、公的団体への支援や市民活動の活性化などを通し、行政目的を効果的に達成するため重要な役割を果たしている。一方で、補助金等の交付が長期化・固定化することにより既得権化し、自主運営の意欲が薄れたり、事業が硬直化したりすることになりかねない。また、限られた財源の中、時代の変化に即応した必要性の高い事業をより効果的に実施するためには、既存の補助金等の不断の見直しが必要である。

ひたちなか市は、平成19年4月10日に制定した「ひたちなか市補助金等審査委員会設置要綱」により、識見を有する市民から構成される第三者機関として本委員会を設置した。平成19年度から10年間に渡り、延べ588件の補助金等審査を実施し、うち50件について廃止、121件について見直しとし、補助金等の適正化に取り組んできている。

また、これまでの継続した審査により、現在は補助すべき公益性や必要性の高い事業・団体への補助金等が存続していると考えられる。本年度は、補助金等をより効率的・効果的なものとするため、事業内容や手法の見直し、所管課の指導力向上などに着目して審査を行った。

2. 審査対象

「ひたちなか市補助金等交付基準」において、補助金等の交付期間は3年を期限と定めていることから、前回審査から3年を経過したもの及び新たに設置・交付から3年目を迎える補助金等のうち、平成29年度以降も予算計上を予定している127件の補助金等を審査対象とした。

3. 審査方法

審査は、所管課から提出された補助金等の概要調書、自己評価シート、補助団体の収支予算・決算書、交付要綱等による内容の確認と、審査対象補助金等を所管する担当職員に対して質疑応答を行い、審査表による評価点数を参考として、総合的に審査決定した。

審査表による評価は、①効果性、②適時性、③公益性、④公平性、⑤必要性、⑥適格性の6項目について審査委員会委員が個別に5点満点の評価を行い、個人評価では30点満点、委員5名の合計評価では150点満点となり、合計評価点74点以下を廃止、75～104点を見直し、105点以上を継続とする判定を審査上の目安とした。

た。補助の目的に対して進展が見られない場合は、効果の薄い事業である、もしくは事業手法に改善の余地がある可能性もあり、所管課の助言等も必要と思われる。事業の成果目標を設定し、一年後に少しずつでも達成できるように、事業内容や手法の見直し・検証を続ける必要がある。

また、少子高齢化の影響や価値観の多様化により、地域・行政の抱える課題や住民・事業者等のニーズも大きく変化してきている。同じ補助事業を単に継続しているだけでは、今真に必要とされているものから、徐々に乖離が生じていくことも懸念される。補助の目的、必要性から改めて検証し、社会情勢に合ったものとなるよう見直しを図ること。

所管課が事業内容を把握できていないことも多い。特に視察研修などについては、視察の目的や成果について、必ず報告を受け内容を確認すること。また、補助金を加盟団体への助成金として再配分している場合など、実際の補助金の使途が分かりにくいケースがある。所管課は、市の補助金が最終的にどういった活動に使用されているのか、責任を持って確認をされたい。

(3) 補助事業の周知について

補助事業を周知することによって、次のような効果が生まれてくる。

- ・制度概要を広報することにより、補助金等の幅広く公平な利用が図られる。
- ・知識や意識の普及・啓発事業そのものの働きを果たせる。
- ・成果発表の場となり、市民の参加意欲の高揚、新たな活動の促進につながる。

このため、所管課は補助金等を交付するのみならず、補助事業のPR活動にも取り組んでいくべきであると考えられる。団体によっては、優れた事業を実施しているにもかかわらず、PR方法が不十分であるため参加者が限定的であったり、活動を一般に認識されていなかったりする。事業を支援するという方針により補助をしているのだから、PR方法について指導・助言をし、市としてもホームページ等でその事業をPRすることも支援の一環である。

また、インターネットなどのメディアが普及している現在、ホームページやSNSによる周知は最低限必要であると思われるが、さらに手法を工夫して、地域住民の目に触れる場での周知方法や、チラシの配布に留まらない効果的な手法を検討されたい。

(4) 財務状況・運営事業の確認について

補助事業に係る収支を確認することはもとより、団体の収支予算・事業計画、収支決算・事業報告に関する書類についても、所管課は提出を求め、内容を把握しておくよう努められたい。それによって、「補助事業と類似した独自事業を展開しているのであれば、あわせてより効率的に実施する方法はないか」、「より補助の目的に沿う別の事業があるのであれば、補助対象経費を見直してはどうか」、「繰越金が過大であれば、十分に事業が実施されているのか、そもそも補助をする必要があるのか」等々、補助事業をよりよいものにしていくための検証・検討の材料を見付け

ることができる。補助事業内容だけではなく、それを実施する団体のことについても、理解しておく必要があると考える。

6. おわりに

本委員会は第三者機関として「市民の視点・市民の感覚」に立ち、市の補助金等を審査し、その結果をこの報告書にまとめた。審査は、公益性・透明性・適正性を念頭に行った。

社会が必要とするものは時代と共に変化していくため、補助金等をより適切なものにするためには、継続した審査を欠かすことができない。しかし、その審査意見に対して何ら対応が取られなければ、審査そのものの意味がなくなってしまう。本委員会では行財政改革の一環として、補助金等の「公益性」を客観的に確保する機関として、10年に渡り審査に力を尽くしてきた。市はその審査結果を真摯に受け止め、審査委員会の意見に対し改善策を講じ、補助金等をよりよいものに続けていく義務があると考えます。

審査結果が「継続」であったとしても、ただ漫然と継続して補助金等を交付するのではなく、改善策の検討、目標の設定をし、それを3年後に達成できたか、少しでも進展させられたのか検証をしてほしい。あわせて、所管課の指導力や目的意識を向上させ、補助事業との関わり方を強化してほしい。また、時代の変化に即した必要性の高い事業を、時期を逃さず捉えることができるよう、所管課には常にアンテナを張り、意識を高く持ってほしい。そうすることによって、協働の時代にふさわしい補助金制度を作り上げていくことを期待して、本委員会の報告の結びとする。